平成２２年（フ）第２７５号
青森県平川市高木原富88番地１
破産者　清藤　安信
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２２３４号
埼玉県加須市馬内70番地11、旧住所札幌市北区北23条西10丁目２番６号
破産者　成田　　滋
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
相模原市中央区千代田２丁目３番４号　プレミール千代田106号、開始決定時の住所神奈川県相模原市弥栄２丁目19番26号
破産者　曾根　紀夫
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７号
長野市桐原１丁目16番10号、破産手続開始決定時の住所長野市大字南長野県町466番地
破産者　森山千代子
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
長野県飯田市育良町１丁目18番地３
破産者　今村　光重
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６１９２号
大阪府豊能郡豊能町光風台３丁目21　光風台レックスマンション２号棟709号、開始決定時の住所大阪府箕面市粟生間谷東７丁目６番14号
破産者　永井喜久枝
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１９３号
大阪府豊能郡豊能町光風台３丁目21　光風台レックスマンション２号棟709号、開始決定時の住所大阪府箕面市粟生間谷東７丁目６番14号
破産者　永井　秀樹
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７５９号
大阪市住吉区墨江４丁目９番18号
破産者　奥西　信子
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２５１号
堺市南区竹城台４丁２番11―304号、前住所大阪府泉大津市助松町１丁目19番16―602号
破産者　黒木　哲夫
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５６号
堺市堺区中田出井町２丁１番20号、前住所堺市中区福田841番地９
破産者　岸本　雅亘
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５９３号
堺市中区深井沢町3160　マイネハイマート深井202号室
破産者　片岡　有二
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
静岡県沼津市松長33番地の２、破産手続開始決定時の住所盛岡市神明町７番23号
破産者　栃沢　　修
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５２９号
盛岡市志家町10番30―606号、破産手続開始決定時の住所盛岡市中ノ橋通１丁目７番４号
破産者　栃沢　　充
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３０号
盛岡市志家町10番30―606号、破産手続開始決定時の住所盛岡市神明町７番23号
破産者　栃沢佐和子
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９８号
富山市下新本町７番21―203号セジュール下新、前住所富山県滑川市追分3136番地
破産者　西山　　聡
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００１号
京都市左京区岩倉北池田町23番地　グランツ宝ヶ池303号室、破産手続開始決定時の住所京都市中京区室町通三条下る烏帽子屋町486番地１　三条室町アーバンライフ302号
破産者　早瀬　一哉
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
奈良県生駒市山崎町７番73号
破産者　平野　重美
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所